

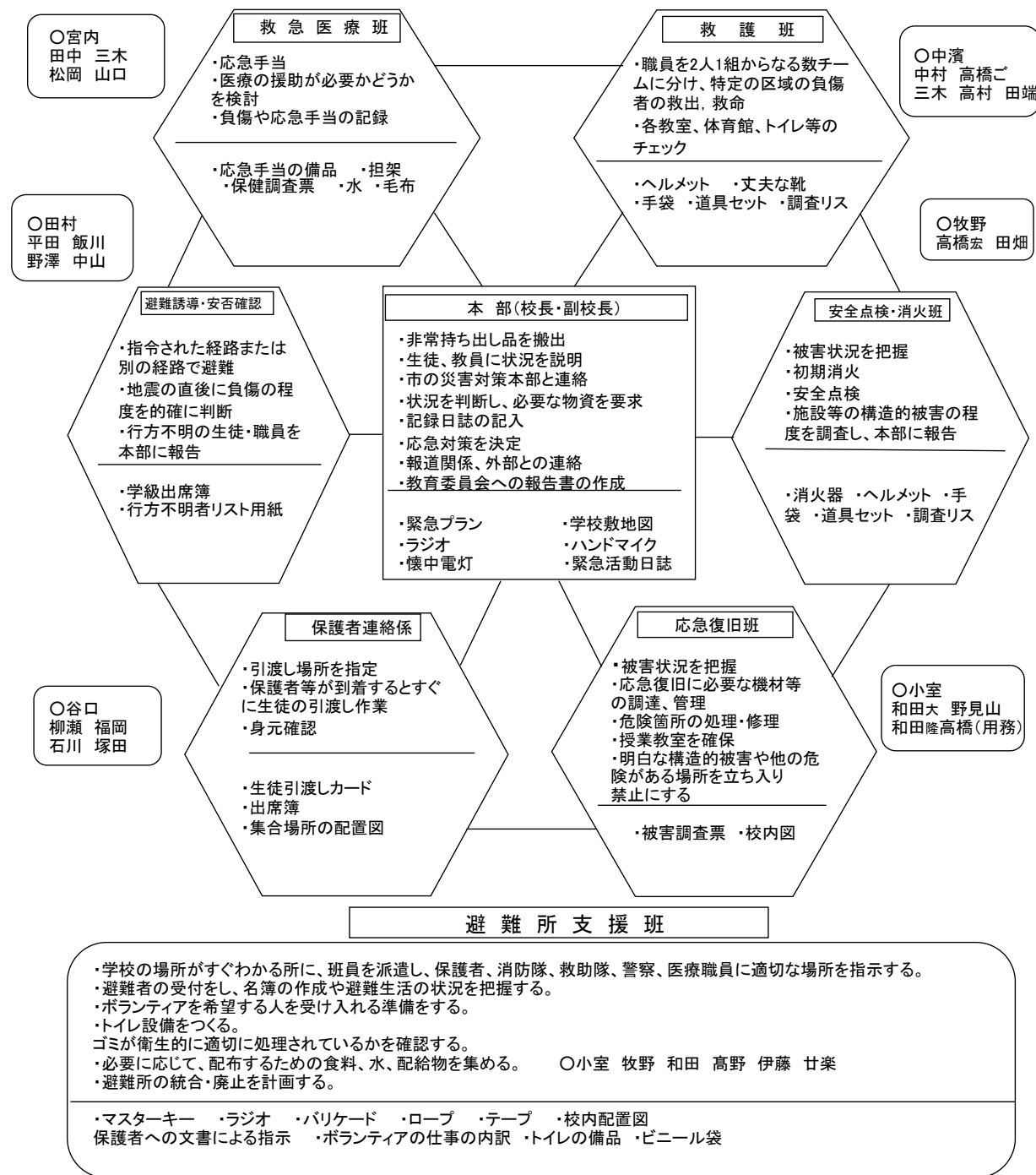
令和6年度

危機管理マニュアル

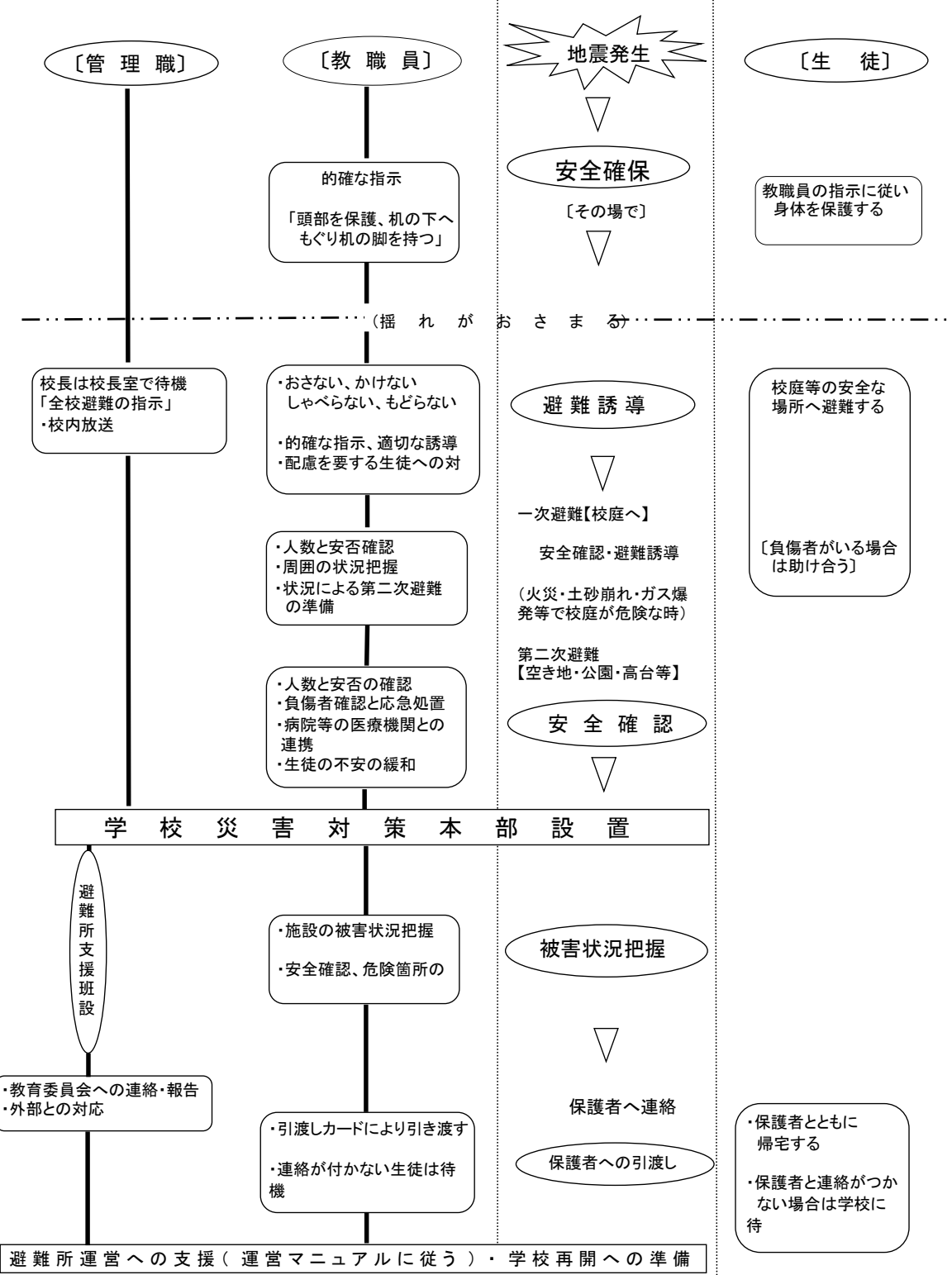
災害発生時の危機管理

1 初動体制の確立

(1) 学校災害対策本部の設置 ○印は班長



2 地震発生時別の基本対応
(1) 在校中



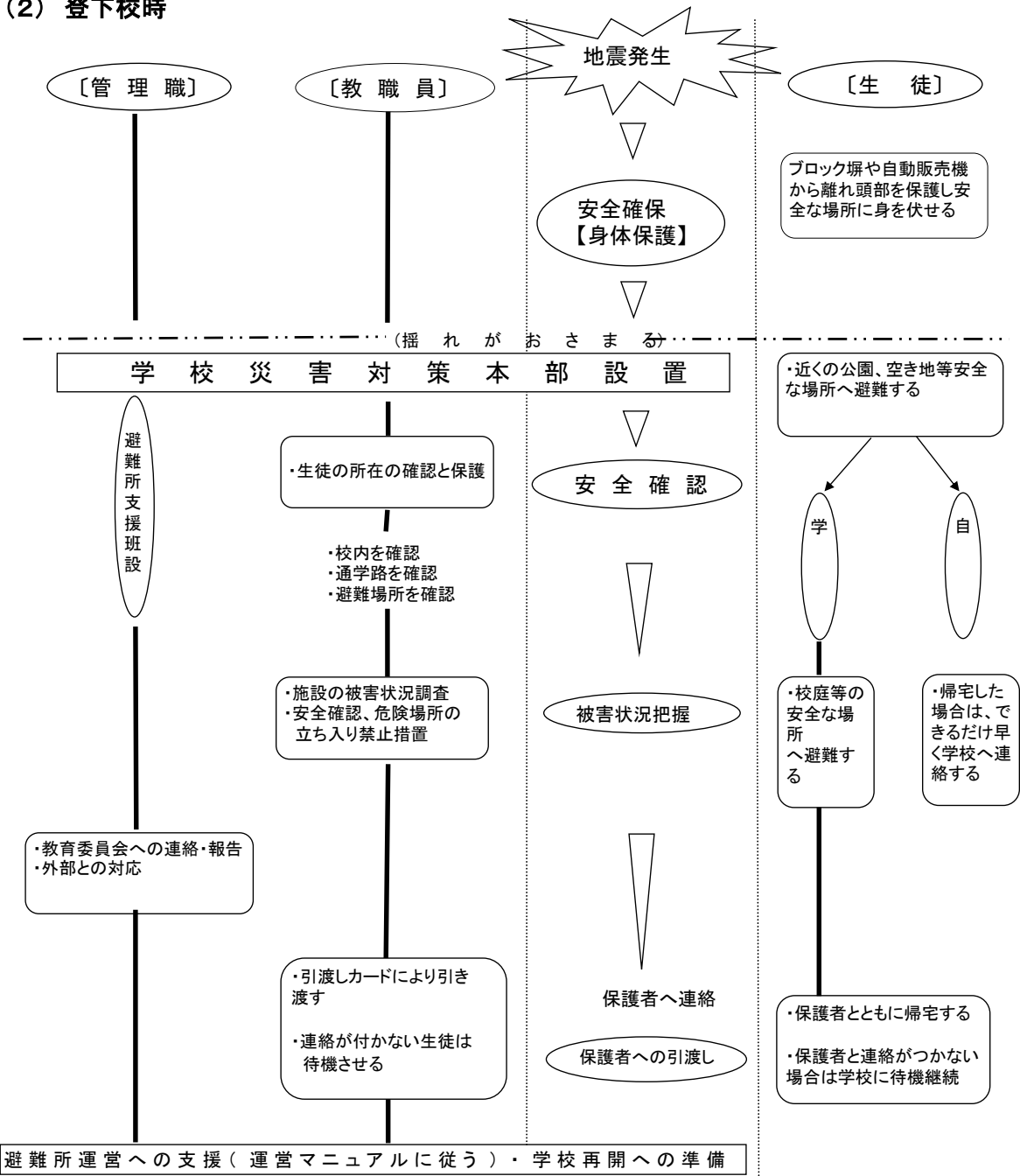
<安全確保の基本>

	授業中の対応(対応の基本)	休み時間、放課後等の対応
安全確保	・近くの窓、壁と反対側に頭を向けて机の下にもぐらせ、机の足をしっかり持たせる。 ・教職員は冷静に的確な指示を与える。 ・安心させるような声をかけ続ける。火を消す。ガスの元栓を閉める。電気器具のコンセントを抜く。	・教職員がその場になくても、児童生徒自らが安全な行動がとれるよう、平素から指導しておく。 ・近くにいる児童生徒に指示や声かけをして不安や恐怖心を和らげるようにする。
避難誘導	・避難口を確保する。 ・転倒、落下の恐れのある物から生徒を遠ざける。上履き等をはかせる。 ・負傷者の応急処置をする。 ・避難経路・避難場所の安全を確認する。 ・本部の指示により避難を開始する。(状況によっては指示を待たずに避難開始) ・近くにいる教職員で協力して、生徒を列の前後から守りながら誘導する。 ・頭部を保護しながら避難させる。 ・重症の場合は、救急隊に連絡し、その到着まで付き添う。 ・車椅子使用等の生徒は、安全な場所に待機させた後、順次避難させる。	・教職員は近くや担当学年、学級の生徒の安全確保と掌握に努める。 ・避難について全校に指示する。 ・教職員は分散して、各教室、体育館、トイレ等をチェックする。
安否確認	・避難場所では、名簿等により人員を確認し本部に報告する。 ・不明者の発見に全力を尽くす。	・人員確認ができる体制を速やかに整える。

<場所別の初期行動>

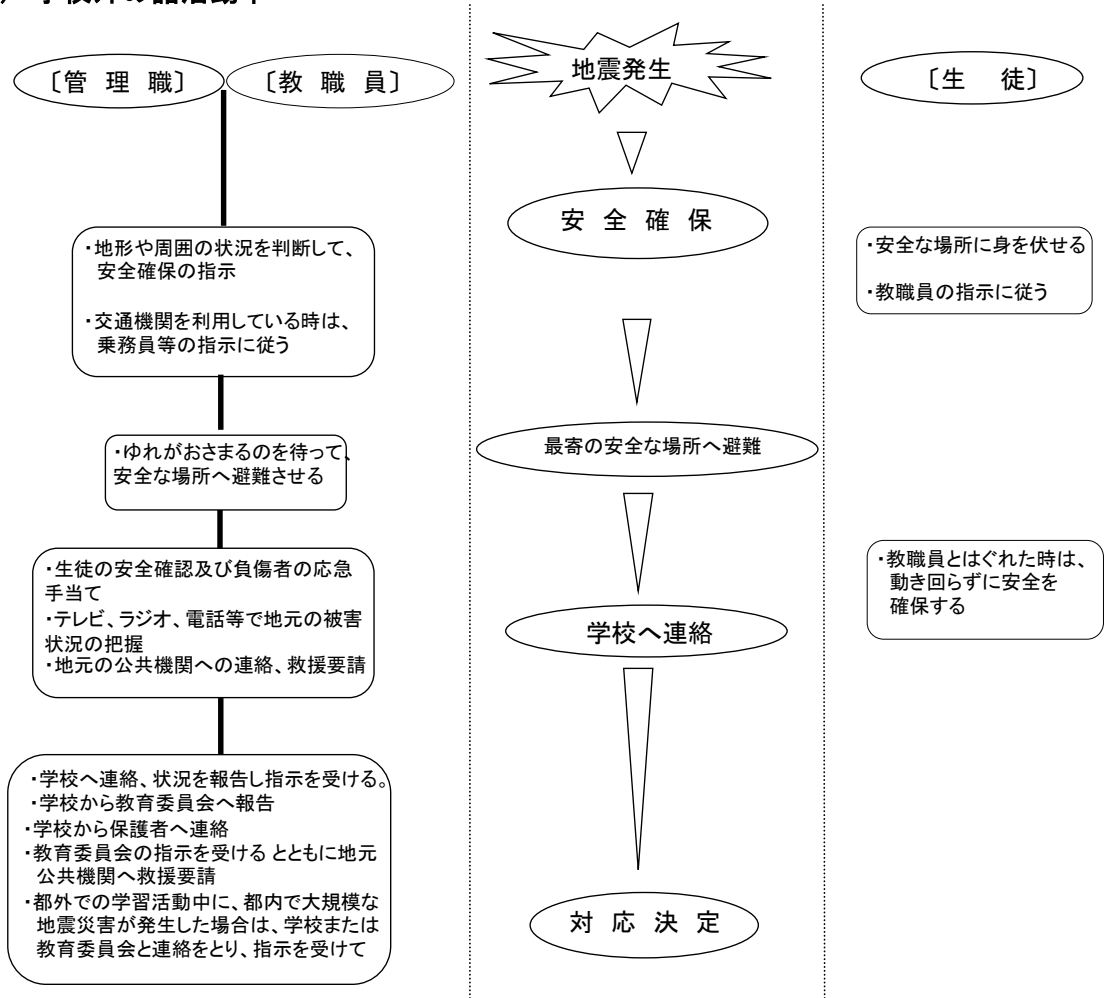
場 所	具体的な行動
教室	・近くの窓、壁と反対側に頭を向けて机の下にもぐり、机の足をしっかり持つ。
特別教室	・近くの窓、壁と反対側に頭を向けて机の下にもぐり、机の足をしっかり持つ。 ・実験中であれば、危険物から離れる。 ※実験器具棚、調理用具棚、工具棚、実験器具、工具、アイロン、ディスプレイ等
体育館	・体育器具や窓ガラス等から離れ、中央部に集まる。頭部を保護し姿勢を低くする。(建物の構造等により、柱や壁に寄り添う方がよい場合もある。)
プール	・水泳中、プールのふちに移動し、プールのふちをつかむ。
廊下や階段	・窓ガラス、蛍光灯の落下を避け中央部で姿勢を低くする。近くの教室の机の下にもぐる。
トイレ	・ドアを開き、頭部を保護して動かずにいる。
校庭 校舎近辺	・校舎等からのガラスの飛散や外壁の崩壊、フェンスや体育器具等倒壊の危険性のある物から離れる。体を低くする。

(2) 登下校時



	学 校 の 対 応
安全確保	・生徒の通学路について安全点検を行い、危険箇所等を保護者及び生徒に周知し、万一の場合に落ち合う避難場所を決めさせておく。 ・生徒が自ら判断し、避難行動をとることが原則となるため、災害に対処する力を高めるよう日頃から防災リテラシーの育成を図る。 ・交通機関を利用する生徒には、交通機関が不通になった場合に徒歩で帰宅できるよう各家庭で通学路を確認させておくとともに、災害が発生した時は、現場の指示に従うよう指導し、同時に生徒の判断力の育成を図る。 ・交通機関の途絶等により、生徒が安全に帰宅することが困難な場合、保護者への引き渡しまでの間、生徒を学校で保護する。
避難誘導	・ゆれがおさまった後（津波の恐れのある場合は、警報・注意報が解除された後）、家へもどるか学校へ避難するか については、原則として近い方を選ぶ。 ・途中で避難している生徒や移動中の生徒の安全確保については、保護者と学校が連携してあたる。また、そのための対応策について日頃から協議しておく。 ・学校に避難してきた生徒への対応策を明確にしておく。
安否	・無事に帰宅できたかどうか等、生徒の安否確認ができるよう連絡体制を整備しておく。

(3) 学校外の諸活動中



教 職 員 の 対 応	留 意 点
・室内では初期行動や避難方法は授業中と同じ。 ・倒壊や火災、爆発の恐れのある建物から、生徒をすばやく遠ざける。 ・狭い場所や狭い道路では、塀・看板等の倒壊や落下に注意し、素早く広い場所に出させる。 ・海岸では津波、山間部では土砂崩れに注意し、安全な場所に避難させる。 ・電車、バス等に乗車中の場合は、乗務員等の指示に従う。	・教職員は落ちついた態度で明確に指示し、生徒に不安や恐怖心を与えないようにする。 ・車中では、とっさの安全確保ができるような乗車姿勢と態度を取らせておく。

宿舎に滞在している場合においては、

- ・夜間、特に就寝中の場合は、建物の構造に不慣れなことから混乱が生じやすい。
- ・火気使用中の場合は、火災発生の恐れがある。

などの点を踏まえた対応を行う。

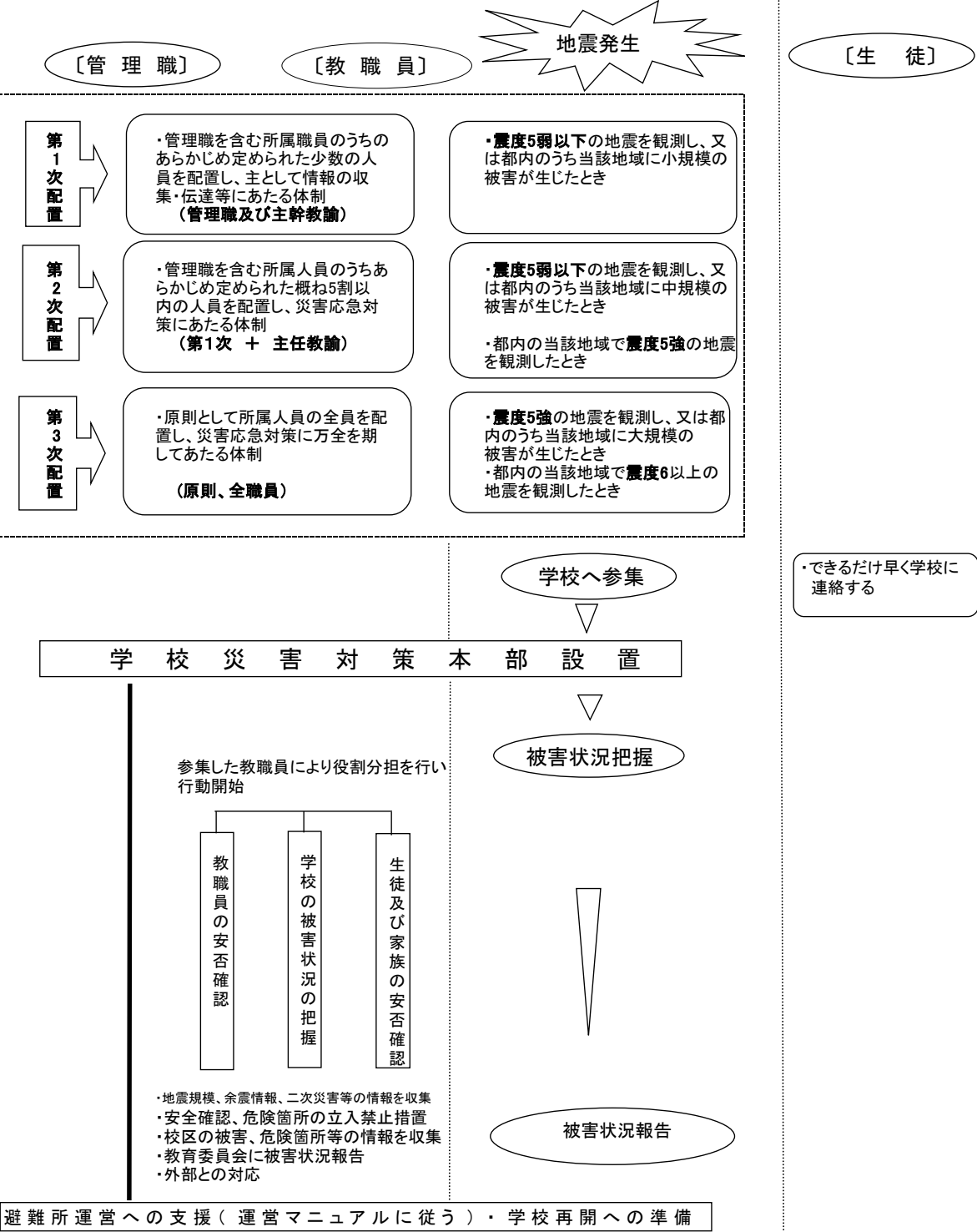
教 職 員 の 対 応	留 意 点
・分担して、各部屋の児童生徒を掌握し、負傷者の確認と応急処置を行う。 ・避難経路の安全確認を行う者、避難誘導する者等を分担して連携しながら安全な場所に避難させる。	・宿舎到着後、児童生徒に避難経路と避難方法について指導しておく。 ・避難開始前に、生徒の人数確認を確実に行う。

地下街や地下鉄の駅で地震に遭遇した場合は

校外活動等で生徒を引率中に、地下街や地下鉄の駅などで地震に遭った場合、教職員は児童生徒にカバンなどで頭を保護させ、落下物の危険のない場所にすばやく避難させる。

すみやかに人員の点呼確認、けがの有無などを調べ、けがをした者の応急処置を行う。
駅員などの指示や誘導灯に従ってすみやかに地上に避難する。こうした施設内では、避難する人が出口に殺到するとパニックになる恐れがあるので、駅員などの指示に従って、落ち着いて避難する。

(4) 勤務時間外



	学 校 の 対 応
安 全 確 保	・生徒の通学路について安全点検を行い、危険箇所等を保護者及び児童生徒に周知し、万一の場合に落ち合う避難場所を決めさせておく。 ・生徒が自ら判断し、避難行動をとることが原則となるため、災害に対処する力を高めるよう日頃から防災リテラシーの育成を図る。 ・交通機関を利用する生徒には、交通機関が不通になった場合に徒歩で帰宅できるよう各家庭で通学路を確認させておくとともに、災害が発生した時は、現場の指示に従うよう指導し、同時に生徒の判断力の育成を図る。 ・交通機関の途絶等により、生徒が安全に帰宅することが困難な場合、保護者への引き渡しまでの間、生徒を学校で保護する。
避 難 誘 導	・ゆれがおさまった後(津波の恐れのある場合は、警報・注意報が解除された後)、家へもどるか学校へ避難するか については、原則として近い方を選ぶ。 ・途中で避難している児童生徒や移動中の生徒の安全確保については、保護者と学校が連携してあたる。また、そのための対応策について日頃から協議しておく。 ・学校に避難してきた生徒への対応策を明確にしておく。
確 認 否	・生徒の安否確認ができるよう連絡・行動体制を整備しておく。

3 避難所としての学校の対応

学校は本来教育施設であり、災害時における学校の果たす最も、重要な役割は、児童生徒の安全を確保することにある。しかし、大規模災害が発生した場合は、避難所に指定されている学校はもちろんのこと、想定外の災害や被害の状況、地域の実情などにより緊急の避難所となることが予想される。

このため、各学校にあっては、避難所となった場合を想定して、災害時における教職員の組織づくりや対応手順の確認を行い、円滑な避難所運営が図られるよう、市町防災担当部局や地域の自主防災組織のリーダー等をまじえて定期的に協議しておくことが大



4 避難所運営に係わる教職員の身分上の取扱いについて

災害の程度及び規模が非常に大きく行政対応力を超えた場合においては、市の行政職だけでは全ての避難所の対応が事実上不可能であり、学校に開設された避難所の運営業務を教職員が担当せざるを得ない状況となることが想定される。

このような場合、教職員の身分上の取扱いについては、

- ①職務として取扱う。
 - ②職務専念義務を免除して取扱う。
 - ③ボランティア活動として取扱う。
- の3つの考え方があがるが、このうち、「職務」として取扱うことが妥当であると考えられる。

なお、その場合の考え方を整理すると、次のようになる。

ア 避難所運営業務は市長の責務であり、日野市立学校教職員の行う業務内容等について可能な限り明確にしておく必要がある。

イ 学校に開設された避難所の運営業務は、教職員本来の職務として整理するのは困難であるが、下記の整理により校長等の職務命令により行う「職務」とすることが妥当である。

※市教育委員会の管理に属する機関の職員である学校の教職員をして、市長の業務である避難所運営業務を「補助執行」させる

ウ 教職員を避難所運営業務に職務として従事させる場合、教職員の手当については、行政職の職員に支給される手当との均衡を図るための措置を講ずることとする。

5 学校再開に向けた対応

災害の発生時刻や被害の状況により初期対応は異なってくるが、ここでは、学校不在時に発生した場合についての基本的な対応等を示す。

校長は、学校施設・設備の被害状況や教職員・生徒の被災状況、交通機関の復旧状況、通学路の安全確保等諸般の状況を勘案しながら、教育活動の早期再開に向けた以下のような取組を進めるとともに、被災した生徒の心のケアにも十分配慮し、最善の対応に努めることが大切である。



学校再開当初は、短縮授業や午前・午後の二部授業、他校の校舎を使用しての間借り授業ということもある。そのような学習環境であっても、被災した児童生徒にとって学校が再開され日常生活を取り戻すことは、同時に安定した心を取り戻すきっかけとなる。学校再開は、心のケアの上からも重要な意味を持っていると言える。